



さいたま車掌区で

労働組合への不当な介入が発生!

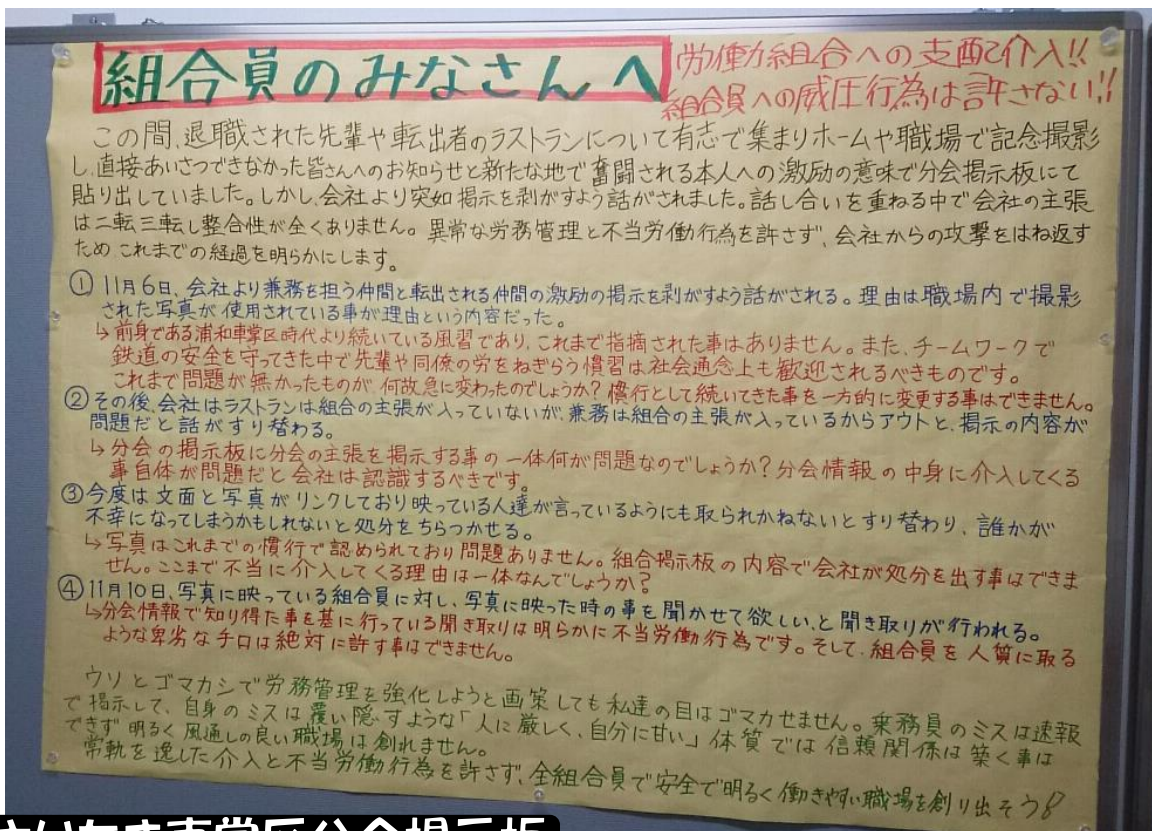
11月7日以降、兼務発令で異動する組合員を激励する分会情報について、会社が剥がすよう求めてきました。理由は「職場で撮影された写真を使用している」として就業規則にある「施設管理権」「勤務時間中の組合活動になる」と主張しています。

組合員のみなさん! 組合掲示物への介入とそれを通じて事情聴取や処分をちらつかせることは明らかに不当労働行為です! 転勤する仲間を激励することを制限する行為は、社会通念上でも考えられません。



支社に報告するぞ! 処分は人事課が判断するからな!

会社は今すぐ不当労働行為をやめろ!



さいたま車掌区分会掲示板